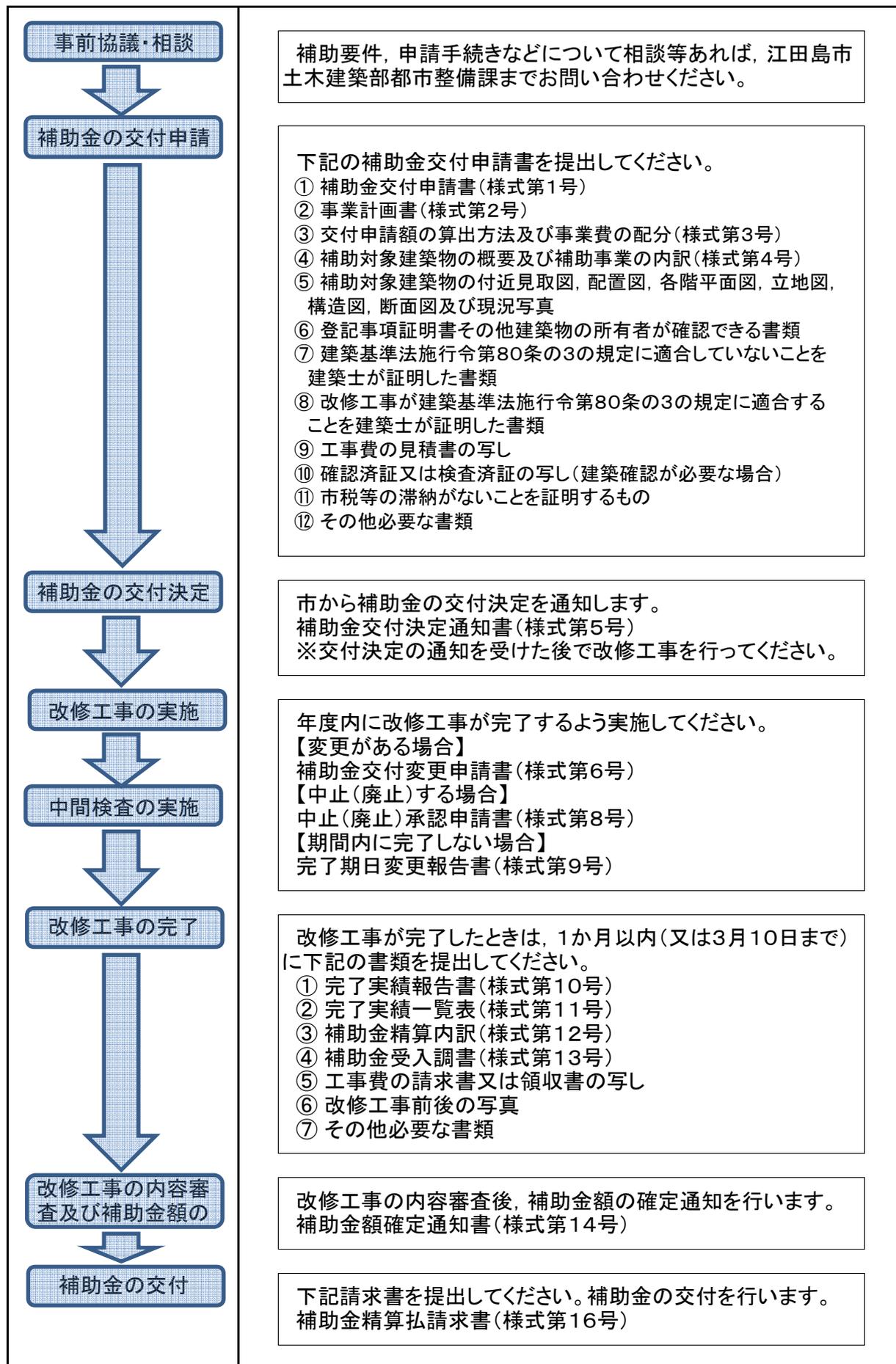


●建築物土砂災害対策改修促進事業補助金申請の流れ



補助要件、申請手続きなどについて相談等あれば、江田島市土木建築部都市整備課までお問い合わせください。

下記の補助金交付申請書を提出してください。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 交付申請額の算出方法及び事業費の配分(様式第3号)
- ④ 補助対象建築物の概要及び補助事業の内訳(様式第4号)
- ⑤ 補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立地図、構造図、断面図及び現況写真
- ⑥ 登記事項証明書その他建築物の所有者が確認できる書類
- ⑦ 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していないことを建築士が証明した書類
- ⑧ 改修工事が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを建築士が証明した書類
- ⑨ 工事費の見積書の写し
- ⑩ 確認済証又は検査済証の写し(建築確認が必要な場合)
- ⑪ 市税等の滞納がないことを証明するもの
- ⑫ その他必要な書類

市から補助金の交付決定を通知します。  
補助金交付決定通知書(様式第5号)  
※交付決定の通知を受けた後で改修工事を行ってください。

年度内に改修工事が完了するよう実施してください。

- 【変更がある場合】  
補助金交付変更申請書(様式第6号)
- 【中止(廃止)する場合】  
中止(廃止)承認申請書(様式第8号)
- 【期間内に完了しない場合】  
完了期日変更報告書(様式第9号)

改修工事が完了したときは、1か月以内(又は3月10日まで)に下記の書類を提出してください。

- ① 完了実績報告書(様式第10号)
- ② 完了実績一覧表(様式第11号)
- ③ 補助金精算内訳(様式第12号)
- ④ 補助金受入調書(様式第13号)
- ⑤ 工事費の請求書又は領収書の写し
- ⑥ 改修工事前後の写真
- ⑦ その他必要な書類

改修工事の内容審査後、補助金額の確定通知を行います。  
補助金額確定通知書(様式第14号)

下記請求書を提出してください。補助金の交付を行います。  
補助金精算払請求書(様式第16号)

【申請・問い合わせ先】

江田島市土木建築部都市整備課  
〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地  
TEL0823-43-1647 FAX0823-57-4434